

事 務 連 絡

平成28年5月12日

〔 公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本産婦人科医会 〕 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

平成28年熊本地震により母体保護法第25条の届出義務が
期限内に履行されなかった場合の責任の免除について

母子保健行政の推進については、かねてより特段の御配慮をいただいているところであり、深く感謝いたします。

さて、「平成28年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成28年政令第213号）」が、平成28年5月2日に公布され、同日から施行されたことにより、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）」の規定の一部が、平成28年熊本地震による災害に適用されることとなったところです。

これにより、法令に基づき平成28年4月14日から同年7月28日までの間に履行期限が到来する義務が平成28年熊本地震により履行されなかった場合において、当該義務が平成28年7月29日までに履行されたときには、当該義務が履行されなかったことについて、行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。）は問われないこととなります。

したがって、母体保護法（昭和23年法律第156号）第25条に基づく不妊手術又は人工妊娠中絶に係る届出義務についても、平成28年4月から6月までの間に実施した不妊手術又は人工妊娠中絶に係るものについては、平成28年熊本地震により各月の翌月10日までに履行されなかった場合において、当該届出が平成28年7月29日までになされたときには、同法第32条の規定する罰金の刑は免除されることとなります。

つきましては、貴会会員におかれても、御了知頂きたく、周知をお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、別添のとおり、各都道府県・指定都市・中核市あて通知しておりますことを申し添えます。

参考：母体保護法（昭和 23 年法律第 156 号）（抄）

（届出）

第 25 条 医師又は指定医師は、第 3 条第 1 項又は第 14 条第 1 項の規定によつて不妊手術又は人工妊娠中絶を行つた場合は、その月中の手術の結果を取りまとめて翌月 10 日までに、理由を記して、都道府県知事に届け出なければならない。

（第 25 条違反）

第 32 条 第 25 条の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者は、これを 10 万円以下の罰金に処する。